

商事判例研究

原, 弘明
九州大学大学院法学研究院 : 助教 : 商法

<https://doi.org/10.15017/15570>

出版情報 : 九大法学. 99, pp.111-121, 2009-09-30. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

判例研究

商事判例研究

「被害者の行使する自賠法一六条一項に基づく請求額と市町村長の老人保健法四一条一項に基づく請求額との優先関係」

最高裁平成二〇年二月一九日第三小法廷判決(平成一八年(受)第一九九四号)、保険金請求事件、上告棄却・確定、民集六二巻二号五三四頁、裁判所時報一四五四号五頁、判例時報二〇〇四号七七頁、判例タイムズ二二六八号一三三頁

原 弘 明

【事案の概要】

(1) 承継前被告F(一審原告・被控訴人、承継後被告人をXとする)は、平成一五年八月三日、普通自動車(以下「被告車」)を運転して信号機により交通整理の行われている大阪市住吉区内の交差点を直進しようとして、同交差点を反対方向から右折中の訴外A運転の原動機付自転車と衝突し(以下「本件事故」とよぶ)、外傷性くも膜下出血、脳挫傷、顔面打撲挫創等の傷害を負い、同日から平成一六年一月二九日まで、複数の病院等に入院した。Aは、上告人である保険会社Yとの間で自賠責保険契約を締結していたが、任意保険には加入していなかった。

(2) 本件事故に係るFの損害額(以下「本件損害額」)は三三万七千九百五十四円であり、自賠法二三条一項、同法施行令二条一項三号イに定める保険金額(以下「自賠責保険金額」)は二〇万円である。

(3) 大阪市長は、平成一五年九月から平成一六年一月まで、Fに対し、老人保健法(平成一七年法律第七七号)による改正前のもの¹⁾二五条一項に基づき前記傷害の医療を行った。

大阪市の支払った価額（以下「本件医療価額」）は二〇六万四、二〇〇円であり、大阪市長は、同法四一条一項により、本件医療価額の限度において、本件事故に係るFのAに対する損害賠償請求権及びFのYに対する自賠法一六条一項に基づく損害賠償額の支払請求権を取得した。

- (4) 大阪府国民健康保険団体連合会は、大阪市長から同市長が老人保健法四一条一項により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収等の事務の委託を受け、平成一六年六月二八日、Yに対し、自賠法一六条一項に基づき、自賠責保険金額の限度で本件医療価額の支払を求めた。他方、Fは、同月二九日、Yに対し、同項に基づき、自賠責保険金額の限度で、本件損害額のうち前記医療の給付を受けたことよって、未てん補されない損害額（以下「本件未てん補損害額」）の支払を求めた。本件未てん補損害額は、自賠責保険金額一〇〇万円を超えている。

- (5) Yは、かかる場合被害者が自賠法一六条一項に基づく損害賠償額の支払請求権（以下「直接請求権」）と老人保健法二五条に基づく医療の給付（以下「医療給付」）を行った市町村長（以下「市町村長」）が同法四一条一項により取得した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超え

るときは、被害者に対して占める割合に応じて比例案分された自賠責保険金額について自賠責保険の保険会社に支払を求めることができるにとどまると争っていた²⁾。

第一審（大阪地判平成一七年二月一九日）及び原審（大阪高判平成一八年六月二日）は共にFの請求を全部認容したので、Yが上告受理申立てを行い、受理された³⁾。

【判旨】上告棄却。

- 「被害者が医療給付を受けてもなおてん補されない損害（以下『未てん補損害』という。）について直接請求権を行使する場合は、他方で、市町村長が老人保健法四一条一項により取得した直接請求権を行使し、被害者の直接請求権の額と市町村長が取得した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、被害者は、市町村長に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で自賠法一六条一項に基づき損害賠償額の支払を受けることができるものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。
- (1) 自賠法一六条一項は、同法三条の規定による保有者の損

害賠償の責任が発生したときに、被害者は少なくとも自賠償保険金額の限度では確実に損害のてん補を受けられることとしてその保護を図るものであるから(同法一条参照)、被害者において、その未てん補損害の額が自賠償保険金額を超えるにもかかわらず、自賠償保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは、同法一六条一項の趣旨に沿わないものといふべきである。

(2) 老人保健法四一条一項は、第三者の行為によって生じた事由に対して医療給付が行われた場合には、市町村長はその医療に関して支払った価額等の限度において、医療給付を受けた者(以下「医療受給者」という。)(が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する旨定めているが、医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり、損害のてん補を目的として行われるものではない。同項が設けられたのは、医療受給者においててん補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし、他方、損害賠償責任を負う第三者も、てん補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解され、医療に関して支払われた価額等を市町村長が取得した損害賠償請求権によって賄うことが、同項の主たる目的であると

は解されない。したがって、市町村長が同項により取得した直接請求権を行使することによって、被害者の未てん補損害についての直接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは、同項の趣旨にも沿わないものといふべきである。」

裁判所はその上で、Y所論引用の判例(最判昭和六二年五月二九日民集四一巻四号七三三頁、最判平成元年四月一日民集四三巻四号二〇九頁、最判平成一〇年九月一〇日判時一六五四号四九頁)は事案を異にするとして主張を排斥し、原審の判断を維持した。

【評釈】判旨賛成

一 本判決の意義

本件のように、被害者が直接請求権を行使し、社会保険者が代位取得した直接請求権を行使して、双方の合計額が自賠償保険金額の上限を超える場合には、理論上 被害者優先説、⁴⁾ 案分説、⁵⁾ 社会保険者優先説を想定でき、⁶⁾ が学説上は多数であったが、⁷⁾ は保険実務が採用してきた説であり、学説と実務との間に若干の乖離があった。⁸⁾ 本判決は従来の保険実

務の抜本的見直しを求めるものであり、実際にその後実務の扱いは労災を除いて変更された模様である。また、判例の射程についても種々の議論があり、さらに新しい保険法の下における先例としての意義についても判断の必要がある。以上のように、なお検討に値する重要な最上級審判例である。

なお、上告（受理申立）人である保険会社サイドからすれば、当該論点は、被害者優先説あるいは案分説のいずれか（あるいは）に取扱いが確定すればよい問題であつて、

のいずれかが自己にとって有利という性質の問題ではない。いわゆる調整問題の一種と評することができるが、かかる法律実務上の調整問題について、上告が受理されたことは、法的処理の安定性という観点からみて適切であつたといえる。

二 自賠法一六条一項の請求権の性質

自賠法一六条一項は、「第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。」と定める。この条項を字義通りに読めば、当該条項はいわば

「損害賠償額支払請求権」について規定していることとなり、「損害賠償請求権」という通常の規定と当然に同一視することはできない⁶⁾。

当該規定は被害者の保険会社に対する直接請求権を規定したものであることは異論を見ないが、その法的性質については様々な議論がある⁷⁾。ここでは、網羅的に議論を紹介することとはせず、要点のみを検討することとする。

前述のように「損害賠償額支払請求権」（＝直接請求権）と損害賠償請求権の関係を厳密に整理すると、直接請求権と損害賠償請求権を併存しうる二つの別個の請求権と解することは当然可能である。この場合は、直接請求権・損害賠償請求権の双方を承継取得すると理解することが可能である。他方、代位取得の対象となるのは損害賠償請求権のみであるが、加えて直接請求権を原始取得すると解することも可能となる⁸⁾。多分に理論構成の巧拙の問題であるが、検討に値する論点である。

本判決は、「損害賠償額の支払を受けることができる」とした原審を正当として是認しているので、直接的にこの権利の性質に言及している訳ではない。その理由は、本件においては自賠法一条の被害者保護の趣旨に照らす限り、自賠責保

險金額全額の支払請求を認めるべきことは明らかであつて、いずれの説でも結論が変わらない、という認識に求められることにならう。⁹⁾

実際にはこの議論は、被害者が自賠償保険を「優先的に」活用せずに老人保健法に基づく医療給付を受けることによつて、自賠償保険の被保険者（本件の場合は加害者）の無資力リスクを老人保健法の医療給付主体に転嫁させていることの是非を如何に解すべきか、という問題に影響を及ぼすおそれがある。¹⁰⁾ このような、自賠償保険金請求を後回しにする被害者の行為・行動を、老人保健法の医療給付主体たる社会保険者が社会保険料に織り込んでいると考えることは無理があるし、それを織り込むことが唯一の正解であるとも評価できない。それ故、問題は当該自賠償保険金額について、社会保険者が優先するとまではいかずとも、せめて 案分はできないか、という社会保険者のニーズにつながる可能性がある。本件の被告・控訴人・原告人（Y）は保険会社であつて、かかる社会保険者のニーズを直接主張する実体法・訴訟法上の権利があるかはさておき、少なくとも自賠償保険金額のうちいくらを社会保険者に、いくらを被害者側（X）に支払ふ必要があるかについて、明らかにすることを要求する権利があつ

たと解することは十分可能であらう。実務は 案分説的な運用をしていたのだから、なおさらである。

また、老人保健法四一条の代位規定の理解に関して、この承継取得・原始取得の理論構成の差異が、影響を及ぼす可能性がある。項を改めて論ずる。

三 老人保健法四一条の理解と自賠法一六条一項の請求権

損害保険に関する請求権代位の規定である、商法六六二条の趣旨は、二重利得の禁止・有責第三者の免責阻止などにあるとされている。¹¹⁾ 同条は損害保険に関する規定であるが、一項と二項で規定ぶりが異なっている。一項は、保険者が被保険者に負担額を支払った場合、支払金額の限度で第三者に対する権利を「取得」すると定めるのに対し、二項は負担金の一部を支払った場合、保険契約者又は被保険者の権利を書さない範囲で権利を「行フ」（以下「行使」と呼ぶことがある）ことができるとする。

本判決は、損害保険に関して案分説を採用した最判昭和六二年五月二九日を、「事案を異にし、本件に適切でない」として排斥している。この点は第一審、控訴審ともに基本的に一貫している。森富義明調査官は、最判昭和六二年は「請求

権代位により移転する権利の範囲につき、保険者は、被保険者が第三者に対して有する債権のうちでん補した金額の損害額に対する割合に応じた債権を取得するとしたもので、本件とは事案が異なる（本件では、保険給付を行ったことにより移転する権利の範囲が問題となっているわけではない。）と説明する。最判昭和六二年は、損害保険・一部保険について商法六六二条一項を適用した事案であり、条文上は権利の「取得」の問題となる。他方、本判決においては、未てん補損害額・医療給付額はともに確定しており、その合計額に満たない保険金の分配という、二項の権利の「行使」の問題であつて事案を異にする、という理解である。¹³⁾

仮にそのような解釈を前提とし、老人保健法四一条一項の代位を商法六六二条二項と同様に解すれば、老人保健法に基づいて社会保険者が取得し行使する請求権は、代位の対象となる請求権と異ならないと考えるのが自然である。あくまでも商法六六二条二項で「行使」する権利は一項で「取得」した権利であるからである。それ故、両者の間に順位としての優劣を認めることはできず、結論として、案分説に親和的と評価することができる。¹⁴⁾にもかかわらず、本判決はなお被害者優先説を採用しているのであるから、当該調査官の説明

は、「事案を異にする」こと、すなわち損害保険にかかる六二条一項の事案について、案分説を採用することが、本判決においても同様に解することを強いるものではないことの説明としては十分であつても、それ以上の意義、すなわち本件においてどのように考えるかを導出するための説明としては、必ずしも十分でないように思われる。

ここで、二においてとりあげた承継取得・原始取得の説明を補助的に援用すれば、承継取得の考え方を採つた場合は、承継取得される権利は直接請求権・損害賠償請求権の双方に及ぶから、取得する権利の範囲は問題とならず、「行使」の問題と考えるのが自然である。これに対して、原始取得の考え方からは、直接請求権のうちどの部分を「取得」できるかの問題が主として強調されることになる。¹⁵⁾

しかし、この見解の差を本判決のような事案の解決に利用することは、適切ではないと考える。先述の通り、これらはいくまでも理論上の問題であつて、実際に生起する法律問題を解決する直接的指針となるものとは言いがたい。現に、上告受理申立理由書も、これらの見解の相違から演繹的に控訴審判決を批判しているのではない。¹⁶⁾この見解の差を本判決の妥当性の吟味に利用することは、適切さを欠くものと考ええる。

なお、Y代理人が引用している、前掲最判平成元年四月一日は過失相殺と控除の先後に関するものであり、また前掲最判平成一〇年九月一〇日は代位取得額の算定方法に関するものであって、事案を異にするとの本判決の判断は妥当である。¹⁷⁾

四 自賠法一六条一項と老人保健法四一条の優劣関係を決する基準

以上検討したように、自賠法一六条一項に基づく請求額と老人保健法四一条に基づく請求額の優劣を決するのは、純粋に法理論的な根拠ではなく、いずれを手厚く保護するかという、きわめて政策的な判断によると言わざるを得ない。ここで重要になるのが、自賠法一六条一項と老人保健法四一条一項の趣旨である。

最高裁は、前述した保険料率に関する指摘にもかかわらず、なお老人保健法に基づく医療を受けた後に自賠法に基づいて直接請求を行うFないしXの権利を、正面から認めたものと解すべきであろう。老人保健法という社会保険は、その保険料に自賠償保険給付額の案分を反映させているかどうか容易に明らかにすることはできないものの、基本的には公的保険

制度として社会保障の一環をなす制度である。それ故に、自賠法に基づく給付を優先させるか、老人保健法に基づく医療給付を優先させるかにかかわらず、両者の法の趣旨に鑑みれば、政策判断としての最高裁の結論・理由付けは、必ずしも理論的に鮮明なものとはいえない面もあるものの、支持するものといえよう。¹⁸⁾

たしかに、このような考え方は、理論的な緻密さに欠けるという批判は、おそらく避けることができない。しかし【判旨】を改めて見るに、理由付けの(1)・(2)は、截然と理解することはかなり困難である。理由付け(1)の方向性はまだ明確であるとしても、(2)は「主たる目的とは解せない」(傍点引用者)と明記するなど、老人保健法四一条一項の目的を一義的に絞ることが容易ではないことを暗示している。社会保障と社会保険の側面を併有する老人保健制度からすれば、かかる明確でない判文こそが、現実を直視した解釈論であると肯定的に評価されるべきものと考ええる。¹⁹⁾

五 本判決の射程・影響と新保険法

本判決を受けて、一部実務はまず被害者に保険金額請求の希望を問い合わせるよう変更された。²⁰⁾ しかしながら、労災保

険については、実損てん補の保険である損害保険類の性質が強調され、依然として 案分説運用が継続されているようである。²¹⁾ 当該実務は妥当と評価できるであろうか。

この点、本判決にかかる諸評釈の意見も割れている状況にある。²²⁾ 本判決は自賠法に基づく直接請求権と老人保健法の代位請求権との競合問題に関する判決に過ぎないと限定的に解すべきであれば、労災には射程が及ばないと解することも理論上は可能である。しかしながら、実損てん補の損保類似であることの一事をもって労災には射程が及ばないとするのは、あまりにも窮屈に過ぎる解釈と言わざるを得ない。少なくとも同様の事案が労災について生じた場合には、被害者側代理人としては確実に訴訟で当該 案分説的運用を争わなければならぬ。²³⁾

その際にポイントとなるのは、本判決や最判昭和六二年から帰納的に考えれば、競合する二種の請求権の法的性質、被害者の援用する法令が社会保障など被害者救済に厚い目的を当初から設定していると評価できるか、目的が損害てん補と重複している場合は、どちらの目的がより法の趣旨を実現するに当たって重要であるか、そして、大数の法則により厳密に保険料率ないし額を設定していると評価できるか、などで

あろう。

また、交通事故被害者が社会保険給付を受ける際には、現在でも「被保険者の損害賠償請求権を社会保険の保険者が給付の額の限度において、取得、行使し、かつ賠償金を受領することに異議はない」旨の念書、「社会保険者が給付の額の限度で自賠責保険からの支払を優先的に受領することを承認する」旨の誓約書が徴求されている模様である。²⁴⁾ もっとも、当該実務も、被害者が優先払を申し出れば被害者の直接請求権を優先して認定するよう一定の調整をなしているようであるが、仮に当該念書が超過利得禁止の趣旨貫徹のため徴求されているのであれば、当該念書の文言も本判決と整合的な内容に調整されるべきであり、被害者にいたずらな混乱を与えるべきではないと言わざるを得まい。

さらに、本件では自賠法に基づく保険金額、医療給付にかかる医療価額、そして医療給付後の未てん補損害額のいずれも確定しており、自賠責保険金額でそれらの全額を賄うことが不可能だった事案であり、本判決の射程もその範囲内に限られることも重要である。

最後に、新保険法二五条は、一部保険について基本的に被害者優先説を採用し、問題の多い規定とされた商法六六一

条一項のうち、保険給付受領主体でない保険契約者の有する権利に関する部分を削除している²⁸⁾。調査官解説に従えば、基本的に本判決の射程は保険法二五条一項(行使)にかかる部分に限られる。よって、保険法においては、「取得」にかかる最判昭和六二年は同法二五条一項二号括弧書きによって被害者優先説に対応をシフトし、「行使」にかかる本判決と保険法は結論において一致していることになる²⁹⁾。そのため、今後は特別法規のうち、本判決と同様に被害者優先説を採用することについて疑義の生じる問題についてのみ、判例法に委ねられていると評価できる。また、労災についても、損害てん補類似の機能を強調するならば、従来にも増して被害者優先説に近い運用が求められる状況になっているとも評することができよう。

* 本判決に関する評釈は数多い。上告審に限っても、本文・

注において言及した、丸山一朗・保険毎日新聞二〇〇八年六月二五日号四面、森富義明・ジュリー一三六三号一一四頁、尾島茂樹・平成二〇年度重判解九五頁、肥塚肇雄・損保研究七一巻一号二三七頁、佐野誠・リマークス三九号四六頁(刊行順)などがある。なお、本評釈が成るに際しては、

リマークス評者の佐野誠福岡大学教授から種々のご教示を賜った。記して感謝申し上げる。

注

- (1) 改正前条文は、民集六二巻二号五三五頁に記載されている。
- (2) このいわゆる「案分説」が当時の保険実務の通例であった。学説では「比例説」との呼び方も相当程度定着している。なお「案」の字については、便宜上判例に準じた表記に統一することとする。
- (3) なお第一審において、Yは大阪市(長)に対し訴訟告知しているが、大阪市(長)は訴訟参加しなかった。参照、肥塚肇雄「本件判批」損保研究七一巻一号三三九頁、佐野誠「一審判批」判評五八〇号二二頁(判時一九六二号一八三頁)。
- (4) 学説では「差額説」との呼び方も相当程度定着している。
- (5) もっとも、実際には被害者が先に直接請求権を行使した場合、当時の実務も被害者に全額を支払っていた模様であり、案分説が徹底されていた訳ではないようである。森富義明「本件判解」ジュリー一三六三号一一四頁、佐野・前掲注(3)二二頁。そのことを併せ考えると、従来は案分説を前提としつつも、被害者優先説を一

部任意的にとりいれた実務になっていたと解するのが正確であろう。もっとも、いずれにいくら弁済するかという点において、その処理の適法性ないし法的安定性に問題があったことも否定できない事実である。

(6) この点については、川井健「宮原守男」小川昭二郎「塩崎勤」伊藤文夫編『注解交通損害賠償法(新版)第一巻』(青林書院、一九九七年)一六四頁「伊藤文夫執筆」を参照。

(7) 川井ほか編・前掲注(6)一六四頁以下「伊藤執筆」、肥塚・前掲注(3)二四五頁以下に詳しい。

(8) この用語法は、佐野誠「本件判批」リマークス三九号四六頁以下に従った。このような解釈が可能になる理由は、自賠法一六条一項の「被害者」概念を「運行供用者責任を負う保有者に対する損害賠償請求権を有する者」と引き直すことに求められる。本件上告受理申立理由書・前掲民集五四一頁参照。なお上告受理申立理由書は、承継取得を「一六条請求権を代位して取得する」考え方、原始取得を「損害賠償請求権を代位して取得すること」ともなう効果として原始的に一六条請求権を取得する「考え方」と整理している。

(9) 佐野・前掲注(8)四八頁は、従来の通説的見解に照らして、本判決が自賠法一六条一項を「被害者優先説の直接的根拠とすることの理論的難点を指摘し、また同法一条を持ち出した場合にも、被保険者と被害者の請求の競合において、被保険者が優先する旨の一般的見解(川

井ほか編・前掲注(6)一六七頁「伊藤執筆」など)が、被害者優先の趣旨を必ずしも貫徹していないこととの整合性を問題とする。

(10) この点は、肥塚・前掲注(3)二四九頁が正当に指摘するところである。

(11) 参照、山下友信「保険法(有斐閣、二〇〇五年)四五頁以下、江頭憲治郎「商取引法(第四版)」(弘文堂、二〇〇五年)四四〇頁以下。この点に関しては異論が有力であるが、本稿では立ち入らない。なお、新保険法については、後掲五を参照。

(12) 森富・前掲注(5)一一五頁。

(13) この理解の可能性は、すでに佐野・前掲注(3)一八五頁によって指摘されていた。同旨、佐野・前掲注(8)四九頁。なお、商法六六二条二項の適用は保険者の負担額一部支払に限定されないと理解が通説である。山下・前掲注(11)五五八頁などを参照。

(14) 肥塚・前掲注(3)二五二頁参照。

(15) 結論同旨、佐野・前掲注(8)四九頁。

(16) 上告受理申立理由書・前掲民集五四二―四四頁参照。

(17) 同旨、肥塚・前掲注(3)二五四頁。

(18) より緻密な解釈論を模索するものとして、肥塚・前掲注(3)二五〇頁、およびそこで引用されている西村健一郎「社会保障給付と損害賠償」民商九三巻臨増②(四〇八頁)を参照。

(19) 本判決を「形式よりも実質を重んずる処理を選択した」

と評価するものとして、尾島茂樹「本件判解」平成二〇年度重判解(ジュリ一三七六号)九六頁参照。また、佐野・前掲注(8)四八頁は、最判昭和六二年と本判決との無理のない整合的解釈の方向性として、「代位条項の趣旨という個別制度の制度目的に着目するよりも、社会保険の公益性という全般的制度目的を前面に出したほうが落ち着きが良い」とする。

(20) これは、前掲注(5)の実務を、被害者への問い合わせを「義務化」したものと捉えることが可能である。

(21) つまり、昭和四一年二月一六日基発一三〇五号「自動車損害賠償責任保険と労災保険との支払事務の調整について」は、本判決の影響なしと当局に解されている訳である。

(22) 射程を労災まで及ぼすべきでないとすることも可能とするものとして、丸山一朗「本件判批」保険毎日新聞二〇〇八年六月二五日号五面(ただし評者は社会保険一般に射程を及ぶものと一応考えたい、とする)。労災まで及ぼすべきと解するものとして、肥塚・前掲注(3)二五五頁、植草桂子「二審判批」損保研究六九巻一号三三三九頁、三五一頁。労災についてはなお検討の余地ありとするものとして、尾島・前掲注(19)九六頁。

(23) 佐野・前掲注(8)四九頁も、紛争発生の可能性を示唆する。

(24) 植草・前掲注(22)三五一頁、および肥塚・前掲注(3)二五六頁以下参照。

(25) 肥塚・前掲注(3)二五七頁参照。植草・前掲注(22)三五二頁は、念書は社会保険者と被保険者との間のものであり、自賠償保険者を拘束しないと思われるとする。法律論としては社会保険者と被保険者との間の債務的効力を否定する理由はないという意味では正当と考えるが、本判決の趣旨にそぐう解釈とは思われない。

(26) 以上につき、萩本修編著「一問一答 保険法」(商事法務、二〇〇九年)一四〇頁以下、萩本修ほか「保険法の解説(4)」NBL八八七号(二〇〇八年)八八頁、大串淳子「日本生命保険生命保険研究会編『解説保険法』(弘文堂、二〇〇八年)一五一頁以下、江頭憲治郎「商取引法(第五版)」(弘文堂、二〇〇九年)四六七頁以下など参照。

(27) 江頭・前掲注(26)四六九、七〇頁参照。